

登別市告示第182号

公示送達書

差押関係書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、登別市市民生活部税務グループに保管し、送達を受けるべき者に対し、いつでも交付します。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされます。

令和 8年10月15日

登別市長 小笠原 春



記

公示送達を受けるべき者 別紙「差押関係書類公示送達者一覧」のとおり

差押関係書類公示送達者一覧

1 差押調書謄本（滞納者用）

住所（所在地）	氏名（名称）
北海道登別市富岸町2丁目33番地22	中西 京介

2 配当計算書（謄本）

住所（所在地）	氏名（名称）
北海道登別市富岸町2丁目33番地22	中西 京介
北海道登別市新川町4丁目44番地2 新川団地126	斉藤 裕明
北海道登別市柏木町2丁目15番地16	酒井 直樹
北海道室蘭市母恋南町1丁目6番3号	荒關 秀之